府令・省令

○内閣府財務省令第三号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第二項及び第三項の規定に基づき、預金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

預金保険法施行規則の一部を改正する命令

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「。次項において同じ」を削り、同項第一号中「の全部又は一部」を削り、同項第三号中「。次項第三号において同じ」及び「。同号において同じ」を削り、同項第四号中「並びに次項第四号及び第六号」を削り、同項第五号中「。次項第五号において同じ」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　法第五十五条の二第二項の金融機関が預金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）を記録している預金等についての前項の規定の適用については、同項第一号中「顧客番号」とあるのは「顧客番号、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「預金者等に」とあるのは「法人番号その他の預金者等に」とする。

第二十二条第一項中「各号」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第二項を削る。

附　則

この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

省　令

○農林水産省令第五十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月十六日

農林水産大臣　山本　有二

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一ソラスロマイシンを有効成分とする注射剤の項を次のように改める。

ソラスロマイシンを有効成分とする注射剤	牛（生後13月を超える雌の乳牛（食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く。）を除く。）	1日量として体重1kg当たり2.5mg（力価）以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前53日間
	豚	1日量として体重1kg当たり2.5mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条及び道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、自動車型式指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

自動車型式指定規則等の一部を改正する省令

（自動車型式指定規則の一部改正）

第一条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（指定の効力の停止）

第四条の二　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定自動車の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定自動車について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一　申請者が第十二条の規定に違反したとき。

二　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条の規定により指定自動車の指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止されたとき。

三　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条の規定により指定自動車の指定特定装置の型式についての指定の効力が停止されたとき。

第五条中「取消し」の下に「若しくは指定の効力の停止」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

（申請書等の記載事項の制限）

第十二条　この省令の規定により申請書その他の書面を国土交通大臣又は機構に提出しようとする者は、当該申請書その他の書面には、国土交通大臣が定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（指定の効力の停止）

第十一条　国土交通大臣は、申請者が第十四条の規定に違反したと認めるときは、期間を定めて指定特定装置の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定特定装置について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。